

**弥彦中学校 電子黒板購入  
仕様書**

令和6年5月

弥彦村教育委員会

## 1 件名

弥彦中学校 電子黒板 購入

## 2 背景・目的

G I G Aスクール構想の推進により整備されているタブレット端末による技能教科の学習環境をより効果的に行うため、電子黒板の調達を行う。

## 3 納入場所

弥彦村立弥彦中学校 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 4785

## 4 納入期間

令和6年7月31日（水）

※納入期限に関わらず、可能な限り早期に納入すること。

## 5 機器調達等

(1) エルモ xSync Board 型番 CBS-ELM75S8CL 1台

(2) 仕様 専用スタンド付き リモコン不要 製品情報は別紙のとおり

## 6 導入にかかる概要及び基本的条件

### (1) 概要及び基本的条件

①本調達の範囲は指定場所まで電子黒板の納入、組み立て、初期設定までとする。

②納入する電子黒板は、未使用のものであること。

③納品時には検査を受け、納品書を提出すること。

④入札額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬入、設定等一式）にかかる費用を含むこと。

### (2) 機器の搬入

①機器の搬入・設置に係る要件については、教育委員会及び各校と協議の上進めること。

②搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、教育委員会及び各校と協議のうえ、対応すること。

### (3) 保証等

①納入後1年以内において、明らかに設計上及び製作上の不備に起因する障害並びに通常の仕様において発生した障害については、無償で改修または取替を行うものとする。なお、改修または取替に必要な送料等の経費は納入者の負担とする。

②改修、取替の際に機器を廃棄する場合は、受託者が端末の記録を復元不可能な状態に消去、もしくは物理的に破壊した後に廃棄し、それらの適切な処理を行ったことを示

す証明書を発行すること。

## 7 守秘義務

- ①受託者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- ②受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- ③本事業で新たに作成された成果物の著作権は、教育委員会に帰属するものとする。

## 8 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定めるものとする。